

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月29日

【事業年度】 第13期(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

【会社名】 モビルス株式会社

【英訳名】 Mobilus Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 智宏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング15階

【電話番号】 03-6417-9523

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 加藤 建嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング15階

【電話番号】 03-6417-9523

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 加藤 建嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高 (千円)	952,657	1,235,091	1,569,664	1,594,540	1,534,111
経常利益又は経常損失() (千円)	54,645	146,577	173,908	152,032	361,918
当期純利益又は当期純損失() (千円)	74,504	133,540	126,404	182,306	731,727
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	428,573	438,827	438,827
発行済株式総数 (株)					
普通株式	218,000	5,210,844	5,927,284	5,973,674	5,973,674
A種優先株式	64,071	-	-	-	-
B種優先株式	61,037	-	-	-	-
C種優先株式	47,679	-	-	-	-
D種優先株式	43,450	-	-	-	-
純資産額 (千円)	1,251,518	1,385,059	2,189,635	1,940,265	1,241,828
総資産額 (千円)	1,644,761	1,777,583	2,649,341	2,202,819	1,963,300
1株当たり純資産額 (円)	240.18	265.80	369.39	333.67	211.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() (円)	15.53	25.63	21.64	31.17	125.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	21.04	-	-
自己資本比率 (%)	76.1	77.9	82.6	88.0	63.2
自己資本利益率 (%)	7.5	10.1	7.1	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	30.6	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	197,027	250,036	239,559	29,061	32,179
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	210,364	231,211	295,477	200,996	316,931
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	539,437	13,668	604,943	195,206	372,396
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,078,296	1,083,453	1,632,479	1,265,337	1,352,981
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	68 〔10〕	72 〔10〕	84 〔11〕	89 〔9〕	102 〔7〕
株主総利回り (比較指標：東証グロース市場250 指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	79.9 (102.4)	56.0 (90.1)
最高株価 (円)	-	-	2,310	848	600
最低株価 (円)	-	-	635	479	279

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 2021年5月17日開催の取締役会決議に基づいて、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式

- 61,037株、C種優先株式47,679株及びD種優先株式43,450株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,071株、61,037株、47,679株、43,450株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年6月1日付で消却しております。
4. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 5. 第12期及び第13期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 6. 第9期及び第10期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第12期及び第13期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は〔 〕内に年間平均人数を外数で記載しております。
 8. 当社は、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、これにより第9期の期首に当該株式分割及び種類株式から普通株式への転換が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
 9. 第9期から第11期の株主総利回り及び比較指標については、2021年9月2日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。また、第12期以降の株主総利回り及び比較指標は、2022年8月期末を基準として算定しております。
 10. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロースにおけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年9月2日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
 12. 株主総利回りの比較指標は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」へ変更しております。

2 【沿革】

年月	概要
2011年9月	モバイルアプリケーションの受託開発事業を目的とし、東京都港区芝公園に当社設立
2013年6月	事業拡大に伴い、東京都品川区西五反田一丁目に本社移転
2014年12月	石井智宏が代表取締役社長に就任
2016年2月	非中核事業であるエンジニア人材派遣事業を分社化し、モビテック株式会社を連結子会社として設立
2016年4月	「モビエージェント(MOBI AGENT)」のサービス開始
2016年9月	モビテック株式会社とプレイネクストラボ株式会社が合併し、存続会社であるプレイネクストラボ株式会社は当社連結子会社ではなくなる
2017年3月	トランス・コスモス株式会社とOEM契約を締結
2017年4月	「モビキャスト(MOBI CAST)」のサービス開始
2018年1月	富士通株式会社とOEM契約を締結
2018年5月	事業拡大に伴い、東京都品川区西五反田三丁目に本社移転
2019年10月	「モビボイス(MOBI VOICE)」のサービス開始
2020年6月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社と資本業務提携
2021年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所グロース市場に移行
2022年11月	事業拡大に伴い、東京都港区芝浦一丁目に本社移転
2024年1月	テクマトリックス株式会社と資本業務提携

3 【事業の内容】

当社は、「CX-Branding Tech.」として「すべてのビジネスに、一步先行くCXを。」というミッションのもと、主にコンタクトセンター(注1)に向けてSaaS(Software as a Service)と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供と、顧客のROI(Return On Investment、投資収益率)を実現する上で不可欠なコンサルティングサービス、データ構築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービスを展開しております。従来の電話を中心とした人の労力に依存したサポートにおける様々な課題を解決し、顧客サポートの現場に携わる人々の助けとなるソリューションを開発し提供しております。様々な顧客インターフェースと、様々な支援機能をつなぐことで、カスタマーサービスのオペレーションをより効率化し、高度化することで、顧客サポートの現場の人々のストレスを軽減し、喜びを感じてもらえるようなコミュニケーションプラットフォームの展開を目指しております。

当社の提供するコンタクトセンターを対象としたチャットサポートシステム及びサービスは、以下の特徴を有しております。

- ・ 自動応答(ボット)と有人対応(オペレータ)とのシームレスなハイブリッド連携による効率化
- ・ 独自開発したオペレーション支援AI「ムーア(MooA)」(注2)によるオペレータや管理者の負荷軽減の実現
- ・ コンタクトセンターの詳細状況を確認するためのKPI(Key Performance Indicator、重要業績指標)のモニタリング機能
- ・ チャットボット向けAI(Artificial Intelligence、人工知能)の精度を左右する教師データメンテナンスを可能とする独自機能(コンソール機能)の提供及びデータ作成やメンテナンスのプロフェッショナルサービスの提供
- ・ チャットサポートにおいて、オペレータが顧客の個人情報を安全に受け取り、本人確認や個人情報に基づいた個別対応を実現するセキュア・コミュニケーション機能群「セキュリティスイート(Security Suite)」の提供
- ・ お客様のROIの最大化を追求するための、コンタクトセンターオペレーションに精通したコンサルタントによるROI改善コンサルティングサービス

また、当社は将来的な商品化や新たなビジネスに繋がる可能性のあるシステム開発については、新たなビジネスの機会を創出目的のもとコミュニケーション領域を中心とした受託開発を行っております。

(注1)コールセンターは基本的に電話での対応のみを行う場所ですが、コンタクトセンターでは電話に加えてチャット、メール、SNS、Fax、ウェブページなど複数のチャネルでお客様対応を行います。

(注2)「ムーア(MooA)」とは、生成AIや独自のAI技術を取り入れた、オペレーターの対応業務の負担を軽減し、対応業務全体の短縮化とVOCの活用を促進するオペレーション支援AIです。高速で精度が高い音声通話の文字起こしをはじめ、FAQ形式などの様々なアウトプットが可能で、チャットボットやボイスボットと連携しながら、対応中のオペレーターの回答業務を支援します。

当社はSaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、当社が提供するサービスは次のとおりであります。

(1) SaaSサービス

当社は、以下に記載するSaaSプロダクトを、クラウド環境により、利用者に提供しております。クラウド環境でサービスを提供することにより、利用者が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより、導入コストの低減が図られ、また常に最新のソフトウェアを利用することが可能となります。利用者は、ソフトウェアを利用開始時に購入するのではなく、利用期間に応じて月額利用料(もしくは年額利用料)を支払います。当社の提供する主な製品の内容については以下に記載の通りです。

モビエージェント(MOBI AGENT)

「モビエージェント(MOBI AGENT)」は、従来の電話(音声)による対応ではなく、ウェブやLINEなどのSNSアプリなど、様々な顧客チャネルからのチャット問い合わせに対応した、AIとオペレータの最適なワークシェアを実現するコンタクトセンター向けチャットサポートシステムです。

「AIの強み」と「人の強み」を組み合わせることで、よくある質問や手続きの対応をAIチャットボットに任せ、オペレータが人ならではの丁寧なサポートに集中できる「ハイブリッドサポート」を強みとし、充実したオペレータ支援機能やKPI・統計管理機能、CRM(顧客関係管理)やRPA(Robotic Process Automation)などのシステム連携によって、顧客満足度を高めるチャットサポートを実現しております。また、チャット対応はテキストベースのコミュニケーション(テキストデータ)であることにより、対応内容のモニタリング・監視・検索・再利用などが容易にでき、FAQや定型文、共有ナレッジの活用から、メッセージ履歴を利用したAIの教師データ作成まで、データ活用の幅が広がります。「モビエージェント(MOBI AGENT)」は50席以上の大規模チャットセンターにも対応し、メガバンクをはじめとした金融機関、大手メーカー、電力・ガスなどのインフラ企業や官公庁・自治体など、コンタクトセンターが必要となる様々な業種・業態で利用されております。

モビボット(MOBI BOT)

「モビボット(MOBI BOT)」は、ペイメント(決済)・CRM・RPAなどの外部システム連携が可能なチャットボットシステムであり、基本的には「モビエージェント(MOBI AGENT)」と組み合わせて利用します。国内外の

主要な対話AIエンジンにいち早く連携し、顧客の希望に沿ったAIエンジンとの連携が可能となっています。また、CRMや基幹システムとの連携による顧客認証・個別自動対応にも対応可能な独自のシナリオ型ボット機能を保有しており、顧客企業のニーズに従ってカスタマイズを行うことが可能です。これまで、金融、製造業からEC企業（イコマース企業）まで、様々な業種に対して、機械学習型AIによる自動応答から、基幹システムに連携した業務自動化までのソリューションの提供実績があります。自動応答、シナリオ型フロー応答、そして、有人によるオペレータ対応の間を自由に行き来できる機能を標準で実装しているシステムは、当社サービス機能の強みとなっております。

「モビボット（MOBI BOT）」の拡張機能である「コンソール機能」は、これまで顧客がノウハウを保有する専門家などに頼ってきたチャットボットの学習プロセスを独自にシステム化・AI化して組み込んだ、チャットボットPDCA学習プラットフォームです。「チャットボットが期待したほど賢くならない」「外部の専門家任せでコストがかさむ」「自社でチューニングしたいが、ノウハウがない」「複数名でのデータメンテナンス作業が煩雑」といった、チャットボットの運用担当者の悩みを解決します。AIがその企業のチャットボットデータを解析し、不足分や重複性を検知して次取るべきアクションを提案します。例えば、オペレータの対応履歴から顧客の質問文を抽出し、登録済みデータとの比較した上でチャットボットの新規標準質問として登録すべきものを提案します。この様に「モビエージェント（MOBI AGENT）」を活用したオペレータ対応とチャットボットのデータ管理を連携することにより、オペレータによる対応ログをチャットボットの教師データに反映することができ、会話履歴を蓄積すればするほど、チャットボットの学習が進むサイクルを生み出すことが可能です。「コンソール機能」を導入することにより、これまで非常にハードルが高かった、ユーザー企業自身による教師データメンテナンスの実現が可能となり、臨機応変な対応や回答精度の向上、サポート業務の効率化が実現します。

モビキャスト（MOBI CAST）

LINEセグメント配信システム「モビキャスト（MOBI CAST）」は、今までの一方的なLINE広告において、双方向コミュニケーションを可能とするために、年代、性別などの顧客情報やアンケート情報に基づいて、LINEユーザーにテキストやスタンプ、画像・動画などのリッチコンテンツを送ることができる、LINEセグメント配信システムであり、基本的には「モビエージェント（MOBI AGENT）」と組み合わせて利用します。

チャットサポートシステム「モビエージェント（MOBI AGENT）」との連携によって、送信されたメッセージに対するユーザーからのリアクションをチャットボットやオペレータによるチャットサポートにつなげることが可能です。一方通行になりがちなLINEによる広告配信をきっかけとして、顧客との双方向のコミュニケーション、顧客サポートまでをシームレスに実現することができます。

企業が顧客情報・属性に沿ったキャンペーンや広告を配信する場面や、自治体が住民の希望する情報を配信する市民広報を行う場面などで利用されております。

通知メッセージ（携帯電話番号情報を基にLINEメッセージを送る機能）対応もされており、LINEで友だちとして登録されていないユーザーへ、リーチ率の高いLINEを利用して連絡する事も可能です。

モビボイス（MOBI VOICE）

「モビボイス（MOBI VOICE）」は、電話での受注・問い合わせ等を自動受付し、通話内容のテキスト化やメール通知を行うことを可能とするボイスボットシステムです。誰でも簡単に応答シナリオが作成・変更でき、また、複数の同時着信に耐える電話自動応答をリーズナブルに実現するため、ジャック広告・テレビショッピングによる注文や災害・障害時における問い合わせから、電話が取りきれない人気店での電話対応まで、電話が殺到する企業や自治体を利用することが可能です。これまで重厚長大なシステムに依存してきた電話対応に、ライトで小回りの利くシステムを導入する事で、緊急時対応や負荷対策として多くの企業にご利用頂けると考えております。

ビジュアルIVR（Visual IVR）

「ビジュアルIVR（Visual IVR）」（注）は、ユーザーのホームページやスマートフォンのブラウザー上で、電話、ウェブチャット、LINE、チャットボット、ボイスボット（電話自動応答）など、複数ある問い合わせチャネルをイメージ図などを活用して視覚化し、お客様の目的や受電状況に応じて最適な窓口へ誘導できるシステムです。長いガイダンスで待たされるという音声IVRへの不満を解消し、FAQやチャットボットなどで自己解決を促すことで、顧客の満足度を高めると同時にコンタクトセンターの呼量を減らすことができます。

（注）IVRIは、Interactive Voice Responseの略です。

セキュリティスイート（Security Suite）

「セキュリティスイート（Security Suite）」は、チャットサポートにおいて個人情報を安全に取得・管理するためのセキュア・コミュニケーション機能群です。その第1弾の機能である「セキュアパス（Secure Path）」では、チャットサポートの中で専用のフォームを通じて個人情報を取得し、PCI DSS（注）を遵守したセキュリティ基準のもとで安全に取り扱われます。従来、個人情報を取り扱うことが避けられていたチャットサポートにおいて、利用状況の確認や登録内容の変更など、本人確認を必要とする幅広いお問い合わせへのチャットでの対応を実現します。

(注)PCI DSSは、加盟店やサービスプロバイダにおいて、クレジットカード会員データの安全な取扱いを目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準です。PCI DSS遵守では、他の個人情報保護制度と比べ、具体的なセキュリティポリシーの策定が求められます。クラッカー等による不正アクセスからサイトを保護し、サイトの改ざんや悪用、情報盗用などのリスクを低減します。

(2) プロフェッショナルサービス

当社のSaaSサービスは、商品の導入により顧客企業の期待するROIを達成することを目標に開発されていますが、各企業において課題は多様であるため、各企業の固有の状況においてもROIの最大化を達成するために、当社SaaSサービスの提供のみではなく、初期導入サポート(初期診断支援・目標値設定・プロジェクト設計等)、カスタマイズ開発、オペレータ及び管理者向けトレーニング、コンサルティング、KPI分析サポート、AI教師データ作成、PDCA(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善))支援などのサービスを提供しております。コンタクトセンターの運営ノウハウを熟知したメンバーによって、企業ニーズをKPIにより可視化し、ROIの実現に向けた施策等をアドバイスしております。

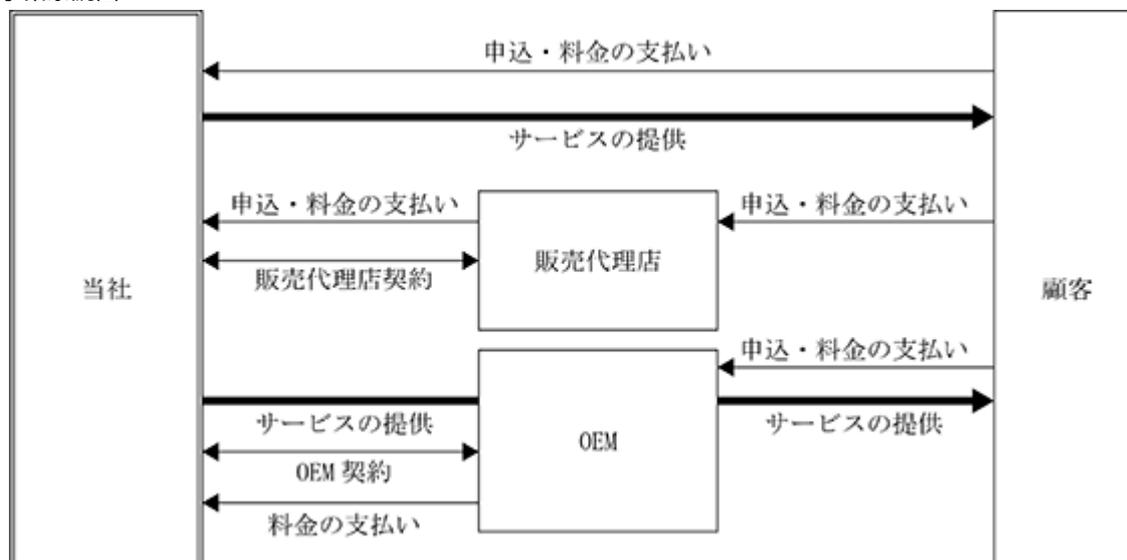
また、顧客企業からのリクエストに応じ、当社SaaSサービスとペイメント(決済)・CRM・RPA(Robotic Process Automation)などの他システムとの連携機能の開発や複雑な自動応答の開発などをカスタマイズして提供しており、企業のニーズを理解し、様々なシステムとの連携に対応する事が可能です。顧客ニーズを機敏に実現できるチームを有していることは当社の差別化要素の一つと考えております。

(3) イノベーションラボサービス

将来的な商品化や新たなビジネスに繋がる可能性のあるシステム開発については、新たなビジネスの機会を創出する目的のもとコミュニケーション領域を中心とした受託開発を行っております。企業の持っているまだ具現化できていない要望を、最新のAPIやフレームワークを用いて実現しております。プロジェクトを通じて新しい技術要素に触れる事で、当社の商品開発へのヒントを多く得る事が可能です。また、プロジェクト成果物と当社のソリューション連携を提案する事で、顧客企業との継続的な関係を構築し、安定的な収益体制を構築する積み上げ型のSaaSサービスの提供へと繋げていく機会となっております。

なお、当社は上記商品及びサービスを顧客企業に提供しておりますが、直販営業に加えて、当社からパートナーにサービスを卸し、ユーザー企業に再販する販売代理店との協業を行っております。また、一部のパートナーには当社商品をOEM供給しており、当該パートナーのブランドにてエンドユーザーへサービスを提供しております。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) テクマトリックス株式会社 (注)	東京都港区	1,298,120	ネットワークセキュリ ティ関連事業・コンタ クトセンター業務支援	被所有 29.30	資本業務提携

(注) テクマトリックス株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
102 (7)	39.4	2.6	7,248

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は最近1年間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ従業員数が13名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社の事業は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

(4) 有給休暇取得率

有給休暇取得率(%)
81.6

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「CX-Branding Tech.」として「すべてのビジネスに、一步先行くCXを。」というミッションのもと、大手コンタクトセンター向けチャットサポートシステムを中心としたコミュニケーションプラットフォームの開発を行っています。

(2) 当社の強み

当社SaaSプロダクトは、下記に記載の強みから、金融、メーカー、運輸、情報通信、自治体など様々な業種、業態の大企業・先進プレーヤーで導入されております。

大規模コンタクトセンターのオペレーションを効率化するテクノロジー

当社のSaaSプロダクトの開発プロセスにおいて、リリース前の段階から、当社製品のユーザーの大企業が機能性や仕様の検討に参画しております。メーカー、金融機関、BPO企業、システムインテグレータなど様々な業種の先進的な大企業から、コンタクトセンターのオペレーション視点での意見を取り入れることにより、大規模コンタクトセンターに最適な仕様を開発することが可能となります。具体的には、モニタリング・統計・レポート機能、管理者・スーパーバイザー支援機能、在宅オペレーション機能などがあります。

また、当社におきましては、コンタクトセンターのオペレーションを効率化するオペレーション支援AI「ムーア（MooA）」を独自開発しております。オペレーション支援AI「ムーア（MooA）」は、生成AIや独自のAI技術を取り入れた、オペレーターの対応業務の負担を軽減し、対応業務全体の短縮化とVOCの活用を促進するオペレーション支援AIです。高速で精度が高い音声通話の文字起こしをはじめ、FAQ形式などの様々なアウトプットが可能で、チャットボットやボイスボットと連携しながら、対応中のオペレーターの回答業務を支援します。

システムとコンサルティングの両輪で顧客の成功まで支援するカスタマーサクセス

当社では、SaaSプロダクトの提供にとどまらず、初期導入サポート(初期診断支援・目標値設定・プロジェクト設計等)、カスタマイズ開発、オペレータ及び管理者向けトレーニング、コンサルティング、KPI分析サポート、AI教師データ作成、PDCA支援などのサービスを提供しております。コンタクトセンターの運営ノウハウを熟知したメンバーによって、企業ニーズをKPIにより可視化し、ROIの実現に向けた施策等をアドバイスしております。また、顧客企業からのリクエストに応じ、当社SaaSプロダクトと他システムとの連携機能の開発や複雑な自動応答の開発などをカスタマイズして提供しております。企業のニーズを理解し、様々なシステムとの連携に対応する事が可能です。顧客ニーズを機敏に実現できるチームを有していることは当社の差別化要素の一つであると考えております。このように、検討段階から運用後のすべての期間において幅広いサービスを提供することにより、顧客の成功を支援してまいります。

業種・地域の垣根を越えた顧客企業へのアクセスを実現する商流網

当社は当社SaaSプロダクト及びサービスを顧客企業に提供しておりますが、直販営業に加えて、当社からパートナーにサービスを卸し、ユーザー企業に再販する販売代理店との協業を行っています。具体的には、株式会社ベルシステム24、アルティウスリンク株式会社、株式会社NTTマーケティングアクトProCX、株式会社TMJ、ピーウィズ株式会社などのコンタクトセンターのオペレーションを担うBPO企業、NECネットエスアイ株式会社、株式会社日立システムズ、岩崎通信機株式会社などのコンタクトセンターのシステム構築を担うシステムインテグレータ企業、そして株式会社PKSHA Communication、株式会社エーアイスクエアなどのAI・ツール提供企業と、40社を超える企業と販売代理店契約を締結しております。

また、テクマトリックス株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、富士通株式会社、トランス・コスモス株式会社へは当社商品をOEM供給しており、当該企業（又は関連会社）のブランドにてエンドユーザーへサービスを提供しております。この3つの商流を構築することにより、当社だけではアクセスが容易ではない、金融、メーカー、官公庁・自治体などの様々な業界、また様々な地域のお客様にサービスが提供できるようになります。また、大規模コンタクトセンターと関係性を構築しているBPO企業、システムインテグレータ企業、AI・ツール企業それぞれの業界トップ企業とのセールスパートナー網を構築することにより、顧客企業の各意思決定部門への確にアプローチすることが可能となります。特に、BPO企業においてはシェアトップ上位10社（注1）中、8社が当社セールスパートナーとなっております。

（注1）BPO企業のシェアトップ上位10社は、「矢野経済研究所 コールセンター市場総覧2024」の「広義のテレマーケティング市場 主要企業売上高推移・予測」におけるシェア上位10社。

(3) 目標とする経営指標

当社は、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するために、当社のSaaSサービスから生み出されるサブスクリプション型のリカーリングレベニュー（経常的に得られる当社製品の利用料）を重視した経営を行っております。契約ドメイン数、顧客当たりのリカーリングレベニュー及び解約率を重要な指標とし、中長期の売上高及び利益の成長を実現し、継続的な企業価値の向上を目指します。

(4) 経営環境

当社のSaaSソリューション事業はCRMソリューション市場に属しています。2023年度のCRMソリューション市場は9,608億円となっており、今後もゆるやかに拡大基調が続くものと考えられており、2027年度までの年平均成長率は9.3%と予測されています（デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社マーテック市場の現状と展望2023年度版クラウド型CRM市場編（URL：<https://mic-r.co.jp/mr/02970/>））。

一方で、国内におけるオペレータ対応のチャットサポートを利用したことがある消費者の比率は6%であり、アメリカ合衆国47%、イギリス55%など欧米諸国と比較して低位となっています（出所：Microsoft「2017 STATE OF GLOBAL CUSTOMER SERVICE REPORT」WHICH OF THE FOLLOWING CUSTOMER SERVICE CHANNELS HAVE YOU USED?）。こうした状況からも、チャットサポートの拡大余地の大きさが見て取れ、当社の成長余地も大きいものと考えております。

また、広義には当社のビジネスはコンタクトセンター向けBPOサービス市場を対象としておりますが、当該コンタクトセンター向けのBPOサービス市場においては、オペレータの採用難、局地的な風水害への対応、電話やメール離れによる旧来の問い合わせチャネル利用率の低下などの課題があります。また、2023年5月に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されて以降、全国的な経済活動の再開に伴い、コンタクトセンターを含めた幅広い業種で人手不足が深刻化する状態となりました。2024年度のコンタクトセンター向けのBPOサービス市場の市場規模は1兆866億円ほどの見込みであり（矢野経済研究所 コールセンター市場総覧2024）、チャットボット及びチャットサポートの導入によるコンタクトセンターのDX化により、オペレーションの効率化が図られ、今後、同市場の一部がコンタクトセンター向けCRMソリューション市場に取り込まれていくものと考えております。

さらに、2022年11月にOpenAI社がChatGPTをリリースしたことをきっかけに注目を集めた生成AIについて、ビジネスの中での活用に向けた取組みが急速に広まっています。生成AIは、人手不足が続くコンタクトセンター業界において、これまで以上の業務自動化を実現できる可能性をもった技術として高い関心を集めており、技術革新とともにオペレータの支援や消費者からの問い合わせへの自動回答などの領域での活用が進んでいくものと考えております。

(5) 中長期的な成長戦略

既存事業ドメインでの顧客単価向上及び顧客数の拡大

当社は、安定的な収益の確保及び持続的な成長を目指すために、SaaSサービスから経常的に生み出されるサブスクリプション型のリカーリングレベニューを継続的に成長させていくことを基本方針としております。その達成状況を判断する上で、ARR(注1)、サブスクリプション売上高(注2)、サブスクリプション売上高比率、契約数、契約当たりの平均MRR(注5)、解約率(注6)を重要な指標としております。当該収益を継続的に成長させていくために、既存の契約当たりの平均MRRの向上及び契約数の拡大を図ってまいります。具体的な方策としては、金融機関や各業界を代表する大企業をターゲットに、コンタクトセンターが抱える課題に対するコンサルティング及び最適なソリューションの提供を通じて、顧客の問い合わせ対応でのノンボイス（チャットをはじめとしたテキストベースのコミュニケーション）対応比率の上昇をサポートし、各業界においてベストプラクティスとなる大型のシンボリック案件の創出を図ります。大型案件の獲得による平均MRRの向上に加えて、シンボリック案件に追随する同業他社、他業界に対する横展開により契約数の拡大を目指します。その実現に向けて、インサイドセールス及びフィールドセールスの人員増強による当社の営業体制の拡充、既存代理店の販売力向上サポート及び新規代理店の開拓による代理店商流の強化、カスタマーサクセス活動の強化によるチャーン抑止など、営業及びサービス提供体制の強化を図ります。

ARR(注1)の推移

	2023年8月期				2024年8月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ARR(千円)	812,100	890,399	926,826	953,335	983,712	1,002,791	1,033,087	1,058,003
うち直販(千円)	345,633	379,285	390,996	402,669	425,414	448,643	464,959	487,696
うち代理店(千円)	276,840	307,288	323,825	325,050	329,739	336,818	326,525	323,447
うちOEM(千円)	189,627	203,825	212,004	225,616	228,557	217,329	241,602	246,860

(注1)ARR: Annual Recurring Revenueの略語であり、毎年経常的に得られる当社製品の月額利用料の合計額。
四半期末月のMRR(毎月経常的に得られる当社製品の月額利用料の合計額)を12倍することにより算出。

サブスクリプション売上高(注2)の推移

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
サブスクリプション売上高(千円)	702,133	883,701	1,009,949
売上高全体に占める割合(%)	45	55	66

(注2)経常的に得られる当社製品の利用料の12ヶ月間の合計額。

サブスクリプション型のリカーリングレベニューに関わる契約数(注3)及び契約当たりの平均MRR(注4、注5)の推移

	2023年8月期				2024年8月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
契約数	280	291	305	308	310	311	307	308
契約当たりのMRR(千円)	185	196	195	197	203	210	215	219

(注3)OEMを除く。

(注4)MRR: Monthly Recurring Revenueの略語であり、毎月経常的に得られる当社製品の月額利用料の合計額。

(注5)OEMを除く。四半期末月のMRRを契約数で除することにより算出。

直近12ヶ月平均解約率(注6)の推移

	2023年8月期				2024年8月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
解約率(%)	1.19	1.16	1.03	0.81	0.76	0.89	0.98	1.03

(注6)OEMを除く。「当月の解約による減少したMRR ÷ 前月末のMRR」の12ヶ月平均。

コンタクトセンターにおけるセキュリティ課題を解決する機能開発

企業のお客様窓口やコンタクトセンターにおいて、本人確認を伴う問い合わせ業務が多くを占めております。特に、生命保険会社・侵害保険会社の問い合わせにおいては、9割以上が本人確認を必要とする問い合わせになっております。(コールセンタージャパン編集部「コールセンター白書2020」のデータを元に算出)一方で、企業のセキュリティポリシーにより個人情報の取扱いが、電話、対面、書面のみに限られるケースがあり、チャットサポートのシステム導入の障害となっております。当社では、コールセンターの運営会社が個人情報を安心・安全に取り扱えるよう、セキュリティ課題を解決するサポート支援ツール群「セキュリティスイート(Security Suite)」を開発・提供していく方針です。第一弾として、2021年10月にセキュリティ・コミュニケーション機能「セキュアパス(Secure Path)」を開発し、提供を開始いたしました。Secure Pathを利用することにより、WebやLINEでのチャットサポートにおいて、オペレータが顧客の個人情報を安全に受け取り、本人確認や個人情報に基づいた個別対応を行うことができます。Secure Pathを利用した個人情報の取得・管理において

は、クレジットカード情報の取扱いに際して求められる厳密なセキュリティ基準であるPCI DSSを遵守した基準のもとで安全に取り扱われます。

生成AI関連開発事業、カスタマーエクスペリエンス領域での新規事業への拡大

当社は、自社が提供する製品の開発の他、コンタクトセンター関連を中心に顧客企業ごとのシステム開発にも従事しています。生成AIを活用したコンタクトセンターの業務効率化・自動化に対するニーズが急速に強まる中、当社は先進的な顧客企業との協働のもと、そのニーズに合わせて高い効果の見込まれる領域で生成AIを組み込んだ機能モジュールの開発を行っています。その中で開発された高精度の音声認識や音声の要約、FAQ生成、VOC抽出などの機能モジュールの導入を含めたコンタクトセンター向けシステムの開発を、幅広い顧客企業へサービスとして提供してまいります。オペレーター支援AI「ムーア（MooA）」の名称のもとで当社が開発し提供する機能モジュールの数は順次拡充していく予定であり、それらをソリューションとした生成AI関連開発事業の拡大を計画しています。また2024年4月より当社のミッションとして「すべてのビジネスに、一歩先行くCXを。」を掲げており、これまでの事業を通じて培った顧客接点の知見を元に、セールス&マーケティングを含むカスタマーエクスペリエンス領域での新規事業の立ち上げを検討いたします。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

新技術への対応、開発体制の強化

当社は、生成AIを含めた最先端のAIテクノロジーに対応した新しい製品、機能及びサービスを提供しており、最新のテクノロジーに対応できる開発組織の競争力の維持・向上が経営の重要な課題であると認識しております。そのため、最新テクノロジーの把握、エンジニアスタッフの教育、R&D（研究開発）専門の組織の強化など、技術習得活動、開発活動を強化してまいります。

顧客ニーズの把握及びそれに応じたサービス設計

当社は、コンタクトセンターをはじめとした当社サービスを利用されるお客様の業務・運用に寄り添い、運用の中で真に効果を発揮するシステムの提供を強みとしております。当社顧客の運用上の課題やニーズを的確に把握し、ニーズに合わせたサービスを提供し続けることは重要な経営課題であると認識しております。運用現場のニーズに基づいたSaaS製品開発や、顧客個別の課題に合わせたカスタマイズ開発、活用深化に向けたカスタマーサクセスでの伴走支援の提供などを通じて、顧客課題の解消と当社サービス利用に対する投資リターンの最大化を目指したサービス設計に取り組んでまいります。

サービスや顧客属性に応じた販売チャネルの構築

当社は、当社が直接顧客に対して営業を行う直販チャネルの他、BPO事業者やSierなどのパートナーを通じてサービスを提供する代理店チャネル、パートナーが当社製品を自社ブランドで提供するOEMチャネルといった販売チャネルを有しています。提供するサービスの内容や顧客企業の業種や部門など顧客属性によって強固な接点を有する事業者は様々に異なることから、適切な販売チャネルを構築することが重要であると認識しております。新しい当社サービスの展開に合わせて当該分野において相互に協力関係を築けるパートナーを拡充することで、最適な販売チャネルの構築に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が継続的な成長を維持するためには、事業拡大だけでなく、コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制、コンプライアンス体制を強化することが重要であると認識しております。そのため経営の公平性、透明性、健全性を確保すべく、社外取締役、監査役監査体制、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備等によりその強化を図ってまいります。

人材の確保、育成について

当社の展開しているSaaS製品は、自社開発しており、優秀な人材による開発体制が構築できておりますが、今後事業規模をさらに拡大していくためには、優秀な人材の更なる獲得と育成が必要です。特に技術力のあるエンジニアについては、採用が困難であるため、人事専任者複数名によるチームを設置して、即戦力となる中途採用及び中長期の視点で将来の幹部候補社員を育成していく新卒採用を強化するとともに、評価制度、社内キャリアパス制度、定期的な上長との1on1ミーティングの制度を整備することや教育研修を充実していくことで人材の育成に努め、更なる経営体制の強化に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、顧客サポートの領域における事業を通して社会課題の解決に寄与し、また当社の持続的な企業価値の向上により、雇用機会の創出やダイバーシティを推進することで、持続可能な社会の実現を目指しております。

(1)ガバナンス

当社では、持続可能性の観点から企業価値を向上させるためサステナビリティの推進体制を強化しております。

サステナビリティに関連するリスク及び事業機会に関しては、経営会議やリスクコンプライアンス委員会等で協議され、対応方針及び実行計画等に基づいて審議・監督を行っており、最終的には取締役会が全般の責任と権限を有しております。

(2)戦略

上記のガバナンスの下、現在当社が取り組んでいるサステナビリティの課題は主に人的資本についてとなっております。当社における人材の多様性の確保を含む人材育成及び社内環境整備に関する方針は、以下の通りです。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社では、研修プログラムに加えて、定期的にキャリアアンケートを実施し、習得したいスキル、伸ばしたい能力、活用したい経験、そしてキャリアの志向性を把握する機会を設けており、その結果も含め、管理職研修やコーチング研修等を受けた上長との1on1ミーティングを定期実施しながら、従業員の多様性を活かした成長を支援する仕組みを構築しております。また、キャリア採用により幅広い年代を積極的に雇用したり、技術者を中心に日本国籍に拘らず多国籍の採用を積極的に行ったりすることでダイバーシティを推進しております。そして、テレワークとオフィスワークのハイブリッドワークやフレックス勤務により、働きやすい環境づくりを行っております。

(3)リスク管理

当社において、全社的なリスク管理はリスクコンプライアンス委員会において行っております。リスクコンプライアンス委員会では具体的なリスクを想定、分類し、有事に備えて迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備しております。

(4)指標及び目標

当社において、人材の多様性の確保を含む人材の育成のための指標と実績は下表の通りとなります。なお、本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標は設定しておりません。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた実績

2024年8月31日現在

指標	実績（当事業年度）
従業員に占める女性の割合	31.4%
従業員に占める外国籍者の割合	11.8%
男性の育児休業取得率	50.0%

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。

また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項であっても、投資者の判断によって有用であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、本項の記載内容は当社株式への投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生回避並びに発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 事業環境に関する事項

1. 顧客業界のソフトウェア投資の動向について

当社が提供するサービスの主要顧客はコンタクトセンターであります。チャット形式の問い合わせや業務の自動化ニーズが高まっており、業界全体として継続的に投資ニーズは存在し、また、今後はコンタクトセンター以外の業界への顧客開拓も期待できるものと考えております。上述の想定のもと、当社としてもセミナーを積極的に行うことや営業体制の強化を行うこと等によって顧客拡大に努めております。しかしながら、国内外の景気動向の悪化等により、当該顧客のソフトウェア投資が大幅に抑制された場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 技術革新による影響について

コンタクトセンター向けBPO市場では、新技術の開発及びそれに基づく新しいサービスの導入が頻繁に行われており、顧客ニーズも常に変化している変動が激しい業界となっております。そのため、当社としても常に新しい技術、新しい発想でのサービス開発が求められ、情報収集、顧客ニーズ等の分析、新技術、新サービスへの対応を行うことで技術革新に対応できる体制をとっております。しかしながら、技術革新等により当社が予期せぬ業界の急激な変化が発生し、顧客ニーズの変化等が行われ、対応が遅れた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 競合他社による影響について

当社の属するコンタクトセンター向けBPO市場におけるサービス開発のスピードは速く、当社としては、顧客ニーズ等を把握しつつ、ニーズに合った開発を進めておりますが、今後、競合他社が新規サービスを開発した場合、価格競争等がさらに激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 自然災害等について

火災、水災、地震、噴火等の自然災害や、新型インフルエンザ等の伝染病の発生等、その他不測の事故等が発生した場合に対応するため、当社は事業継続のための検討を常に行っております。しかしながら、これら自然災害等が発生した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の事業内容及びサービスに関する事項

1. 情報管理体制について

当社では、業務に関連して顧客企業が取り交わしたメッセージデータや会話内容に含まれる個人情報を取り扱っております。当社といたしましては、プライバシーポリシー及び個人情報保護方針を制定し、またプライバシーマーク及びISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、社内で運用する他、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施する等、委託先を含めた情報管理体制の強化に努めております。しかしながら万が一にも、当社より情報の漏洩が発生した場合は、顧客からの損害賠償請求や当社の信用失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. システムのトラブルについて

当社の事業は、通信ネットワークやサーバ、コンピュータシステム等に依存しているため、システム等のトラブルが発生する可能性があります。当社としては、事業の安定的な運用のために災害対策、システム強化、セキュリティ対策等を講じ、トラブル等が発生しないように厳格な運用に努めております。しかしながら、地震や火災等の発生、人的ミス、外部からの不正アクセス、通信事業者に起因するサービスの長期にわたる中断や停止等のシステムトラブルが発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 重大な不具合について

当社が提供する「モビエージェント（MOBI AGENT）」を中心とするSaaSサービスは、開発段階から納品に至るまで厳しい品質チェックを行っております。しかしながら、顧客への納品後に重要な不具合が生じた際などに、補修等の追加コストが発生した場合や損害賠償請求がなされた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 経営成績の変動について

当社のSaaS商品に係るライセンスの売上は、サブスクリプション型のリカーリングモデルであり、既存顧客から経常的に得られる収益に、新規顧客からのライセンス売上や既存顧客のアップセル・クロスセルによる売上等が追加されることにより、売上・利益は期首から期末にかけて増加していく傾向があります。

また、プロフェッショナルサービス及びイノベーションラボサービスにおける受注状況及び売上計上時期により、各四半期の売上、利益が変動することがあります。当社としては、日次及び週次での部門内で実施するミーティングを通じて納期管理を徹底することでこれらの対策を行っておりますが、顧客の都合等により検収時期が

遅延し、計画通りに売上計上ができない場合があります。特に期末月の8月に予定されていた検収が翌期以降に遅れる場合には、当該会計期間の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. SaaS商品に係るライセンスの売上について

当社のSaaS商品に係るライセンスの売上は、サブスクリプション型のリカーリングモデルであり、当社サービスの継続利用することで生じる売上となります。そのため、当社の継続的な成長を実現するためには、新規顧客の獲得と既存顧客の継続率が非常に重要な要素であると認識しております。当社としては、営業活動の強化による新規顧客の拡大及び機能の追加開発やサポートの充実による既存顧客の継続率の維持・向上を図っております。予算及び経営計画には、実績を基に新規獲得数及び一定の解約率を踏まえた継続率を見込んでおりますが、当社サービスの市場競争力の低下等によって新規顧客の獲得が想定より進まない場合や、解約が増加し、経常的に得られる収益が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 販売代理店及びOEM供給先について

当社はSaaS商品及びサービスを顧客企業に提供しておりますが、当社の営業部門による直販営業に加えて、当社からセールスパートナーにサービスを卸し、ユーザー企業に再販する販売代理店との協業を行っております。また、一部のセールスパートナーには当社商品をOEM供給しており、当該セールスパートナーのブランドにてエンドユーザーへサービスを提供しております。当社は、当該セールスパートナー向けの営業チームを整備し、日々の営業活動を通じて顧客企業に対する共同提案及び共同のカスタマーサクセス活動、またセールスパートナーからのニーズを反映した新機能開発などを行っておりますが、当該セールスパートナーの営業活動については当社のコントロールが及ばないことから、新規顧客の獲得が想定より進まない場合、解約が増加してリカーリングによる売上が減少した場合、又は当該セールスパートナーと当社の関係が悪化した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関する事項

1. 法的規制等について

当社が提供するサービスを規制する主な法規則として、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」及び「個人情報保護法」等があります。

当社では、これらの法的規制の遵守を徹底したサービス運営を行うため、顧問弁護士等とも連携の上、最新の法規則に関する情報の取得や社内のコンプライアンス研修等を通じて、法令遵守体制の強化に努めております。しかしながら、当社事業は比較的新しい領域であるため、今後新たな法令等が成立することで追加の規制を受ける可能性があります。現在特段認識しているものはありませんが、今後の法律改正又は規制の動向によっては、当社の事業活動に支障をきたすとともに、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 訴訟に関するリスクについて

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら当社が事業活動を行うなかで、サービスの不備、個人情報の漏洩等により訴訟を受けた場合、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社では、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的に、コンプライアンス規程を整備し研修等を行うことで従業員への周知を徹底し、法令違反などの発生リスクの低減に努めております。

(4) 組織体制に関する事項

1. 人材の確保及び育成について

当社が継続して事業を発展していくためには、継続して優秀な人材の獲得及び育成が重要であると認識しております。少子高齢化や労働人口の減少が急速に進んでおり、特にエンジニア人材のニーズの高まりにより人材マーケットが枯渇していることなどから、外部への人材の流動化が進み、優秀な人材の確保だけでなく、既存の人材の育成と維持のための環境は厳しい状況にあります。そのため、当社は即戦力となる中途採用において、外部の人材紹介会社や採用媒体等の活用や内部の社員紹介等の採用チャネルの多角化を推進し、また中長期の視点で将来の幹部候補社員を育成していく新卒採用も強化しながら、採用基準に当社の行動指針「Mobilus Value」を取り入れることによる当社の企業文化にマッチした人材採用に注力しております。また、入社後は、オンボーディング研修や先輩社員が専任でサポートを行うサポーター制度、成長支援を目的とした定期的な上長との1on1ミーティング、管理職及び将来の幹部候補社員のマネジメントスキル向上を目的とした管理職研修やコーチング研修等の教育研修、そしてスキル習得及び資格補助を目的としたキャリアアップの支援制度等により、人材の確保や育成、そして流出防止に努めております。しかしながら、人材の確保及び育成が当社の計画通りに進まなかった場合は、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、現時点で問題はないと考えておりますが、当社は未だ成長途上にあるため、今後事業運営及び事業拡大に対応した内部管理体制を構築する必要があると認識しております。しかしながら、事業規模

に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、今後の事業運営又は事業拡大に支障をきたし、当社の経営成績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(5) その他の事項

1. スtock・オプションの権利行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、従業員等に対して新株予約権を付与しております。当事業年度末現在の新株予約権に関する潜在株式の合計は、544,428株であり、これは本事業年度末日現在の発行済株式総数の9.1%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

2. 配当について

当社は、財務基盤の強化のため内部留保の充実をはかり、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら当社は、成長過程にあり、内部留保の充実を優先することが、株主に対する利益還元に繋がると考えており、現時点において配当実施の可能性及び時期については未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績等の状況

当事業年度における我が国経済は、緩やかな景気の持ち直しの兆しが見られる一方で、ウクライナや中東地域の情勢の影響等から資源価格の高騰や、金融資本市場の変動等により先行きが不透明な状況が継続しております。

当社の経営環境としては、国内企業の人手不足感の高まりやコスト削減への圧力から、コンタクトセンターの効率化及び自動化へのニーズは引き続き高く、またChatGPTなどの生成AIの技術的進化に伴い今まで効率化が困難であった領域における自動化への期待が高まることに伴い、コールセンターへの投資マインドが一段と醸成されつつあります。

当事業年度の売上高については、当社の主要事業であるSaaSサービスは、コンタクトセンターの効率化に対する需要の高まりを受け、当社製品を複合的に利用頂く顧客が増えたことにより案件が大型化し、前年同期比で増加となりました。2024年8月末時点で、当社SaaSプロダクトの契約数は308件と前年同期と同数に着地しましたが、新規案件の大型化と既存顧客の追加購入（アップセル/クロスセル）により、契約当たりのMRRは219千円(前年同期比22千円増)となりました。プロフェッショナルサービスは、有償カスタマーサクセス案件の獲得が進んだ一方、カスタマイズ案件では大型の継続案件の開発規模が縮小したことにより、前年同期に対して低い水準となりました。イノベーションラボサービスは、複数案件でのポートフォリオから安定的に売上を計上し、前年同期比で微増となりました。また、費用面においては、前事業年度からの組織強化を目的とする積極的な採用に伴う採用費及び人件費の増加から、販売費及び一般管理費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,534百万円(前年同期比3.8%減)、営業損失は352百万円(前年同期は営業損失156百万円)、経常損失は361百万円(前年同期は経常損失152百万円)となりました。当期純損失は、固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失373百万円を計上したこと等により、731百万円(前年同期は当期純損失182百万円)となりました。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度における流動資産は1,602百万円となり、前事業年度末に比べ61百万円増加いたしました。これは主に長期借入金による現金及び預金の増加87百万円があったことによるものであります。固定資産は360百万円となり、前事業年度末に比べ299百万円減少いたしました。これは主に減損損失による減少373百万円によるものであります。

この結果、資産合計は1,963百万円となり、前事業年度末に比べ239百万円減少いたしました。

(負債)

当事業年度における流動負債は409百万円となり、前事業年度末に比べ161百万円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の増加66百万円及び契約負債の増加32百万円があったことによるものであります。固定負債は312百万円となり、前事業年度末に比べ297百万円増加いたしました。これは長期借入金の増加305百万円、繰延税金負債の減少6百万円があったことによるものであります。

この結果、負債合計は721百万円となり、前事業年度末に比べ458百万円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度における純資産合計は1,241百万円となり、前事業年度末に比べ698百万円減少いたしました。これは主に自己株式の処分により38百万円増加した一方で、当期純損失として731百万円を計上したことによるものであり

ます。

この結果、資本金438百万円、資本剰余金1,402百万円、利益剰余金 548百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ87百万円増加し、1,352百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は32百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失735百万円を計上し、減損損失373百万円の計上、減価償却費242百万円の計上、契約負債の増加32百万円、未払金の増加31百万円、仕入債務の増加26百万円及び法人税等の還付23百万円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は316百万円となりました。これは主にソフトウェア開発の無形固定資産の取得による支出312百万円及び工具器具備品の購入による有形固定資産の取得による支出4百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は372百万円となりました。これは主に長期借入金による収入400百万円及び長期借入金の返済による支出27百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、省略しております。

c. 販売実績

当社はSaaSソリューション事業の単一セグメントのため、販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	対前年同期比 (増減率)(%)
SaaSサービス	1,134,071	14.1
プロフェッショナルサービス	217,105	48.5
イノベーションラボサービス	182,934	1.9
合計	1,534,111	3.8

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 前事業年度及び当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行い、提出日現在において判断したものであり、将来に関しては不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,534百万円（前年同期比3.8%減）となりました。これは主に、SaaSサービスにおいて新規案件の大型化と既存顧客の追加購入（アップセル/クロスセル）に伴うライセンスの売上高が堅調に推移し、プロフェッショナルサービスにおいても有償カスタマーサクセス案件の獲得が進んだ一方で、カスタマイズ案件で大型の継続案件の開発規模が縮小したこと、イノベーションラボサービスにおいて複数案件でのポートフォリオから安定的に売上を計上し、前年同期比で微増となったことに伴い、前年同期に対して低い水準で推移したことによります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、744百万円（前年同期比8.4%減）となりました。これは主に、プロフェッショナルサービスにおいてカスタマイズ案件で大型の継続案件の開発規模が縮小したことによります。この結果、売上総利益は789百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、1,141百万円（前年同期比21.6%増）となりました。これは主に、積極的な採用に伴い人件費が増加したことによります。この結果、営業損失は352百万円（前年同期は営業損失156百万円）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度における経常損失は、361百万円（前年同期は経常損失152百万円）となりました。これは主に、支払利息等の営業外費用10百万円等が発生したことによります。

(特別利益、特別損失、当期純損失)

当事業年度における当期純損失は、731百万円（前年同期は当期純損失182百万円）となりました。これは主に、減損損失373百万円が発生したことによります。

財政状態の分析

当事業年度における財政状態の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要として主なものは、当社製品であるソフトウェアへの開発投資、事業の拡大に伴う人件費及び採用費等であります。財政状態等や資金用途を勘案しながら、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等は、資金需要の額や用途に合わせて最適な方法を選択しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については「3 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は317,307千円であり、主なものは、ソフトウェアのための支出312,692千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はSaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2024年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	商標権	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	3,072	4,453	308,157	169	315,852	102(7)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 当社は建物を賃借しており、その年間賃借料は36,402千円であります。
3. 従業員数の()は派遣社員を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	ソフトウェア	- (注) 2	312,692	増資資金 及び 自己資金	(注) 2	(注) 2	(注) 3

- (注) 1. 当社は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。
2. 当社は、サービス提供環境増強、機能強化等のために継続的にサービス用ソフトウェアのバージョンアップを行っております。今後もサービス用ソフトウェア開発に対する投資を継続的に行う必要があることから、個別の投資予定金額の総額及び着手及び完了予定の期日等の記載は省略させていただきます。
3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,843,300
計	20,843,300

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,973,674	5,973,674	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容として何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	5,973,674	5,973,674		

(注) 提出日現在の発行数には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	2,400 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年6月26日 至 2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 5 資本組入額 2.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請されるまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

第 2 回新株予約権	
決議年月日	2015年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 外部協力者 2
新株予約権の数(個)	1,200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年 6 月26日 至 2025年 6 月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 5 資本組入額 2.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請されるまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

	第3回新株予約権
決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 8
新株予約権の数(個)	1,800 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	146 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年7月23日 至 2026年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 146 資本組入額 73 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。ただし、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場申請された日以降においてのみ新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

	第4回新株予約権
決議年月日	2017年10月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 19
新株予約権の数(個)	3,481 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,772 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年10月13日 至 2027年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 410 資本組入額 205 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。ただし、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

	第5回新株予約権
決議年月日	2017年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	360 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,320 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年10月13日 至 2027年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 410 資本組入額 205 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。ただし、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定めるところにより、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

	第6回新株予約権
決議年月日	2018年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,928 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,136 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	729 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年5月31日 至 2028年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 729 資本組入額 364.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月1日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、12株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。ただし、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーのいずれの身分も喪失した場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

第 8 回新株予約権	
決議年月日	2019年 8 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の数(個)	11,200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,067 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年 8 月16日 至 2029年 8 月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,067 資本組入額 533.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年 8 月31日)における内容を記載しており、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。なお、2021年 5 月17日開催の取締役会決議により、2021年 6 月 1 日付で普通株式 1 株につき12株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、12株であります。
ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(いずれも新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前期算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が、他社と合併、株式分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。ただし、当社も若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。
法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合
禁固以上の刑に処せられた場合
新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、取締役の決定又は取締役会の決議がなされた場合)には、当社取締役が別途定める日において、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーのいずれの身分も喪失した場合には、当社は、当社の別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

第9回新株予約権	
決議年月日	2022年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 2
新株予約権の数(個)	1,320 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	132,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年12月1日 至 2029年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,124 資本組入額 562 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、2024年10月11日付取締役会決議により第9回新株予約権1,320個は消却をしております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年4月13日の東京証券取引所における終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)である金885円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式

にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2025年8月期から2027年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められる調整後EBITDAが、一度でも1,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、被買収による当社の上場廃止等、本新株予約権発行日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合には、この限りではない。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、営業利益にソフトウェア償却費、減価償却費、のれんの償却費、及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、上記(1)の行使条件を満たしていることを条件に、割当日から2025年12月1日までの期間、毎月1日に、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを条件に、付与された個数のうち、42分の1の割合ずつ、計42回にわたり権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）。なお、ベスティングされる本新株予約権の数は、1個未満の端数については、これを切り捨てるものとし、2025年12月1日に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、ベスティングされていない全ての本新株予約権がベスティングされるものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権についてはこの限りではない。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使については、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権の個数のみ、認めるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新

株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8)その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9)新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第10回新株予約権
決議年月日	2023年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	440 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	695 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年12月1日 至 2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 899 資本組入額 449.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、2024年10月11日付取締役会決議により第10回新株予約権440個は消却をしております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2023年4月13日の東京証券取引所における終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)である金695円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式

にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2026年8月期から2028年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められる調整後EBITDAが、一度でも1,300百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、被買収による当社の上場廃止等、本新株予約権発行日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合には、この限りではない。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、営業利益にソフトウェア償却費、減価償却費、のれんの償却費、及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、上記(1)の行使条件を満たしていることを条件に、割当日から2026年12月1日までの期間、毎月1日に、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを条件に、付与された個数のうち、42分の1の割合ずつ、計42回にわたり権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）。なお、ベスティングされる本新株予約権の数は、1個未満の端数については、これを切り捨てるものとし、2026年12月1日に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、ベスティングされていない全ての本新株予約権がベスティングされるものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権についてはこの限りではない。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使については、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権の個数のみ、認めるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新

株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第11回新株予約権	
決議年月日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	440個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	515円 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年12月1日 至 2031年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 693 資本組入額 346.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、2024年10月11日付取締役会決議により第11回新株予約権440個は消却をしております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2023年10月12日の東京証券取引所における終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)である金515円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新

規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2027年8月期から2029年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められる調整後EBITDAが、一度でも1,300百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、被買収による当社の上場廃止等、本新株予約権発行日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合には、この限りではない。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、営業利益にソフトウェア償却費、減価償却費、のれんの償却費、及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、上記(1)の行使条件を満たしていることを条件に、割当日から2027年12月1日までの期間、毎月1日に、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを条件に、付与された個数のうち、48分の1の割合ずつ、計48回にわたり権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）。なお、ベスティングされる本新株予約権の数は、1個未満の端数については、これを切り捨てるものとし、2027年12月1日に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、ベスティングされていない全ての本新株予約権がベスティングされるものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権についてはこの限りではない。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使については、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権の個数のみ、認めるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8)その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9)新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第12回新株予約権	
決議年月日	2024年1月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	440個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	447円 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年12月1日 至 2031年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 664 資本組入額 332 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2024年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年10月31日)現在において、2024年10月11日付取締役会決議により第12回新株予約権440個は消却をしております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2024年1月11日の東京証券取引所における終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)である金386円とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新

規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2027年8月期から2029年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められる調整後EBITDAが、一度でも1,300百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。ただし、被買収による当社の上場廃止等、本新株予約権発行日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合には、この限りではない。なお、上記における調整後EBITDAの判定に際しては、営業利益にソフトウェア償却費、減価償却費、のれんの償却費、及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、上記(1)の行使条件を満たしていることを条件に、割当日から2027年12月1日までの期間、毎月1日に、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを条件に、付与された個数のうち、45分の1の割合ずつ、計48回にわたり権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という。）。なお、ベスティングされる本新株予約権の数は、1個未満の端数については、これを切り捨てるものとし、2027年12月1日に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、ベスティングされていない全ての本新株予約権がベスティングされるものとする。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権についてはこの限りではない。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使については、上記(2)の定めに従い、ベスティングされた本新株予約権の個数のみ、認めるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5)新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8)その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9)新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第13回新株予約権	
決議年月日	2024年10月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 5
新株予約権の数(個)	1,850個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	363円 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年10月28日 至 2029年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 363円 資本組入額 1株当たり 182円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

提出日の前月末(2024年10月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権 1個あたりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は363円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない
5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月18日 (注)1	D種優先株式 43,450	普通株式 218,000 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	226,830	316,830	226,830	641,698
2020年8月31日 (注)2	-	普通株式 218,000 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	226,830	90,000	-	641,698
2021年6月1日 (注)3	普通株式 216,237 A種優先株式 64,071 B種優先株式 61,037 C種優先株式 47,679 D種優先株式 43,450	普通株式 434,237	-	90,000	-	641,698
2021年6月1日 (注)4	普通株式 4,776,607	普通株式 5,210,844	-	90,000	-	641,698
2021年9月1日 (注)5	360,000	5,570,844	211,968	301,968	211,968	853,666
2021年10月5日 (注)6	165,200	5,736,044	97,269	399,237	97,269	950,936
2022年1月21日 (注)7	22,200	5,758,244	12,043	411,281	12,043	962,979
2022年5月13日 (注)8	1,400	5,759,644	585	411,867	585	963,565
2021年9月1日～ 2022年8月31日 (注)9	167,640	5,927,284	16,706	428,573	16,706	980,272
2022年11月11日 (注)10	18,050	5,945,334	5,387	433,961	5,387	985,660
2022年12月19日 (注)11	9,140	5,954,474	2,513	436,475	2,513	988,173
2022年9月1日～ 2023年8月31日 (注)12	19,200	5,973,674	2,352	438,827	2,352	990,525

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格10,441円 資本組入額5,220.5円
割当先 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社
2. 資本金の減少は、機動的かつ柔軟な資本政策を行うため、無償減資を実施したものであります。
3. 2021年5月17日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2021年6月1日付でA種優先株式64,071株、B種優先株式61,037株、C種優先株式47,679株、D種優先株式43,450株につき普通株式216,237株へ転換いたしました。これにより、発行済株式総数(普通株式)は216,237株増加し、434,237株となりました。
4. 株式分割(1:12)
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
- | | |
|-------|-----------|
| 発行価格 | 1,280円 |
| 引受価額 | 1,177.60円 |
| 資本組入額 | 588.80円 |
| 払込金総額 | 324,360千円 |
6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
- | | |
|-------|-----------|
| 割当価格 | 1,177.60円 |
| 資本組入額 | 588.80円 |
| 割当先 | 大和証券株 |
7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。
- | | |
|-------|------------------------|
| 発行価格 | 1,085円 |
| 資本組入額 | 542.5円 |
| 割当先 | 取締役3名及び監査役3名
従業員69名 |
8. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。
- | | |
|-------|--------|
| 発行価格 | 837円 |
| 資本組入額 | 418.5円 |
| 割当先 | 従業員10名 |
9. 新株予約権の行使による増加であります。
10. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。
- | | |
|-------|--------|
| 発行価格 | 597円 |
| 資本組入額 | 298.5円 |
| 割当先 | 従業員74名 |
11. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。
- | | |
|-------|--------------|
| 発行価格 | 550円 |
| 資本組入額 | 275円 |
| 割当先 | 取締役3名及び監査役3名 |
12. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	2	22	42	13	24	2,815	2,918	
所有株式数(単元)	0	303	2,738	26,073	891	4,389	25,259	59,653	8,374
所有株式数の割合(%)	0	0.51	4.59	43.71	1.49	7.36	42.34	100	

(注) 自己株式104,786株は、「個人その他」に1,047単元、「単元未満株式の状況(株)」に86株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
テクマトリックス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	1,717,524	29.26
阮 明德	神奈川県横浜市鶴見区	402,000	6.84
グローバル・イノベーション・ファンド	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1	366,228	6.24
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区東1丁目2番20号	366,228	6.24
長澤 信治	富山県小矢部市	351,800	5.99
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番4号	269,956	4.59
石井 智宏	千葉県市川市	181,028	3.08
徳山 教助	兵庫県神戸市北区	180,000	3.06
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	76,000	1.29
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	73,475	1.25
計		3,984,239	67.88

- (注) 1. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
 3. 前事業年度末現在主要株主であったラン・ホアンは、当事業年度末では主要株主ではなくなり、テクマトリックス株式会社が新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 104,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,860,600	58,606	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,374		
発行済株式総数	5,973,674		
総株主の議決権		58,606	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

2024年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
モビルス株式会社	東京都港区芝 浦一丁目1番 1号	104,700		104,700	1.75
計	-	104,700		104,700	1.75

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	13,590	0
当期間における取得自己株式	1,750	0

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	70,840	33,466,540	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式	104,786	-	106,536	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開や経営基盤の強化に関わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

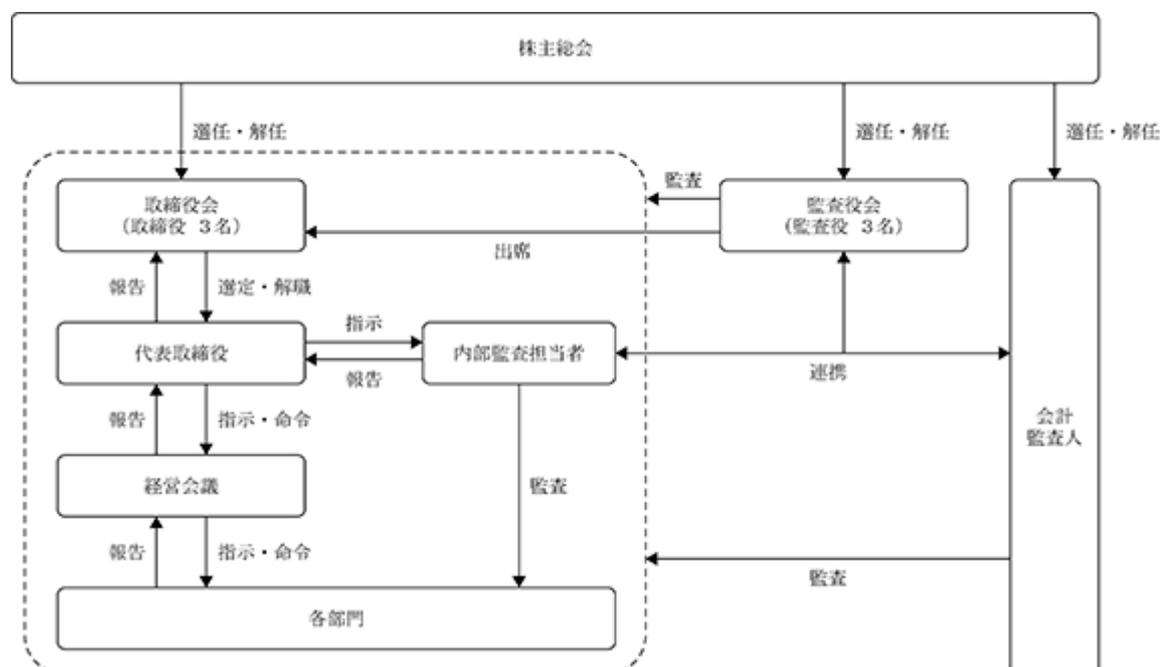
当社は、コ・ポレ・ト・ガバナンスの基本的な考え方を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、迅速且つ適切な情報開示を実施すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コ・ポレ・ト・ガバナンスの効果을上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し監査役制度を採用しており、以下の体制により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコ・ポレ・ト・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



イ 取締役会

取締役会は、常勤の取締役2名と非常勤取締役1名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。なお、取締役会は、代表取締役社長石井智宏を議長とし、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の取締役で構成されております。(代表取締役社長石井智宏、取締役加藤建嗣、社外取締役安達俊久)

ロ 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

なお、監査役会は、常勤監査役成田芳生を議長とし、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載の監査役で構成されております。(常勤社外監査役成田芳生、社外監査役高松明、社外監査役吉永健児)

ハ 経営会議

経営会議は、代表取締役社長及び執行役員以上の責任者等で構成されております。経営会議は、代表取締役社長石井智宏を議長とし、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。

ニ 内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者2名が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ホ 会計監査人

当社はPWC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、経営会議、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

また、経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、経営会議その他重要な会議体に出席するとともに、取締役会の監督のもと業務を執行しております。

内部統制システムの整備・運用又は準備状況

当社は、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

その概要は、以下の通りであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、ミッションとして掲げた『すべてのビジネスに、一步先行くCXを。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。
- (2) 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。
- (3) 当社は、外部機関、コーポレートディビジョン内に設ける内部通報対応事務局及び監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守を旨とする当社の健全な経営に資するよう体制を整備しております。
- (4) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- (5) 代表取締役社長は内部監査責任者を指名し、当該内部監査責任者は「内部監査規程」に則り監査を実施し、当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長に報告します。
- (6) 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。
- (7) 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」、「情報管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行い、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
- (2) 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内でも共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
- (2) 取締役及び各部門の責任者である執行役員が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。
- (3) 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役とコーポレートディビジョン長が協議のうえ適切な人材を配します。
 - (2) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役及び所属上長から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。
 - (3) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。
6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の求める事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。
 - (2) 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報の内容については、事務局等の関係機関で行う事実確認、調査及び対応結果の連絡、その他当社のコンプライアンス強化・徹底の目的の範囲内で利用し、通報者本人の同意がない限り、社内外を問わず一切共有公開しないこととし、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
 - (3) 監査役は、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員と定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、意思疎通を図るものとします。
 - (4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。
8. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。
 - (2) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
 - (3) 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応部門を定め、警察等の関連外部機関と連携して対応してまいります。

取締役会の活動状況

2024年8月期の取締役会は17回開催し、個々の役員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
代表取締役社長	石井 智宏	17回
取締役	加藤 建嗣	17回
取締役（社外）	安達 俊久	17回
常勤監査役（社外）	成田 芳生	17回
監査役（社外）	高松 明	17回
監査役（社外）	吉永 健兒	17回

取締役会における具体的な検討内容としては、取締役会付議事項の審議に加え、取締役会内で重要施策の進捗確認及び課題と対策について協議しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備しております。その上で、社内規程やマニュアルに沿った適正な運用を行っており、内部牽制が組織全体にわたって機能しております。経営を取り巻く各種リスクについては、リスクコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がリスクの洗い出しからリスク対策のモニタリングまで行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社外監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

なお、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また、その選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項 (中間配当)

当社は、会社法第454条の第5項の規定により、取締役会決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(自己株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない時に限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条の第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	石井 智宏	1973年12月28日	1998年4月 ソニー株式会社 入社 2009年8月 さわかみ投信株式会社 執行役員 就任 2011年8月 クオインタムリープ株式会社 入 社 エグゼクティブパートナー 2014年12月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	181,028
取締役 CFO	加藤 建嗣	1977年11月26日	2002年4月 大和証券S M B C株式会社(現 大和証券株式会社) 入社 2016年9月 帝エンタープライズジャパン株式 会社(現 ゼンフーズジャパン株 式会社) 取締役副社長就任 2018年5月 当社 入社 CFO就任 2018年7月 当社 執行役員CFO就任 2018年11月 当社 取締役CFO就任(現任)	(注) 3	24,212
取締役	安達 俊久	1952年4月5日	1975年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2002年5月 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ 株式会社 代表取締役就任 2011年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャ ピタル協会 会長就任 2015年12月 当社 取締役就任(現任) 2016年2月 GiTV株式会社 代表取締役社長就 任(現任) 2017年12月 株式会社リンクバル 社外取締役 就任 2020年6月 RIZAP グループ株式会社 社外取 締役 監査等委員就任	(注) 3	3,100
常勤監査役	成田 芳生	1950年9月30日	1974年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式 会社三井住友銀行) 入社 1999年7月 鈴茂器工株式会社 入社 2018年11月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 4	2,480
監査役	高松 明	1948年12月21日	1973年4月 日本銀行 入行 2004年6月 株式会社名古屋証券取引所 常務 取締役就任 2012年10月 株式会社日本電子記録債権研究所 (現 Tranzax株式会社) 監査役 就任 2013年6月 ダイビル株式会社 取締役就任 2013年6月 株式会社大阪チタニウムテクノ ロジーズ 取締役就任 2015年12月 当社 監査役就任(現任) 2016年6月 株式会社中広 取締役就任 2018年6月 大阪大学ベンチャーキャピタル株 式会社 監査役就任	(注) 4	2,480

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	吉永 健児	1948年 7月 9日	1972年 4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入社 1986年 6月 ダイヤモンド投資顧問株式会社(現 三菱UFJ国際投信株式会社)出向 1996年 5月 ダイヤモンドキャピタル株式会社(現 三菱UFJキャピタル株式会社)出向 2004年 7月 同社 執行役員就任 2005年10月 同社 常務執行役員就任 2012年 3月 サイバーレーザー株式会社 社外監査役就任 2012年 6月 株式会社クリーンベンチャー21 社外監査役就任 2012年 7月 B DASH VENTURES株式会社 取締役就任 2015年 3月 日本スーパーマップ株式会社 社外監査役就任(現任) 2018年 1月 Bricto Financial株式会社 社外監査役就任 2018年11月 当社 監査役就任(現任) 2020年 9月 株式会社Piezo Studio 社外監査役就任(現任)	(注) 4	2,480
					215,780

- (注) 1. 取締役安達俊久は、社外取締役であります。
 2. 監査役成田芳生、高松明及び吉永健児は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2022年 8 月期に係る定時株主総会終結の時から2024年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、2021年 5 月17日開催の臨時株主総会において決議された就任日2021年 6 月 1 日から2024年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。
 執行役員 セールス&マーケティングディビジョン管掌 柏原 学
 執行役員 ソリューションセールスディビジョン管掌 遠藤 亮紘
 執行役員 カスタマーサクセスディビジョン管掌 河田 大介
 執行役員 SaaSプロダクト 兼 プラットフォームディベロップメントディビジョン管掌 三谷 智信
 執行役員 CXビジネスディビジョン管掌 吉野 宗壱

社外役員の状況

i) 社外取締役

当社の社外取締役は 1 名であり、社外取締役安達俊久と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役安達俊久は、ベンチャーキャピタル及び代表取締役としての経験に基づき、ベンチャー企業に対する深い知見及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地から当社の経営全般に関する助言及びコーポレート・ガバナンスの充実・向上に貢献しております。

ii) 社外監査役

当社の社外監査役は 3 名であり、常勤監査役成田芳生、非常勤監査役高松明及び吉永健児と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役成田芳生は、IPO準備、総務部長、監査室長、品質マネジメントシステム管理責任者等豊富な実務の経験と知識に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けると判断し、選任しております。

社外監査役高松明は、公的機関である中央銀行、金融商品取引所及び複数の上場企業における社外取締役及び社外監査役としての経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言しております。

社外監査役吉永健児は、ベンチャーキャピタル及び複数の企業の社外監査役としての経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言しております。

なお、監査役と内部監査担当者及び会計監査人との間で、監査結果等につき情報交換を行う等、相互に連携を図るとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち、意思疎通を図ることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて実施しており、常勤監査役は定期的に代表取締役社長との意見交換及び内部監査責任者との情報交換を実施するとともに、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めて、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

常勤監査役の成田芳生氏は、長年にわたって管理部門の責任者を歴任しており、財務・経理及び会計等の知識を十分に有しており、それらを当社の監査役監査に活かしております。社外監査役の高松明氏及び吉永健児氏は、ともに企業の取締役としての豊富な経験を有し、また複数の企業の監査役を歴任しており、経営及び事業推進の監査機能を十分に果たすことを期待し選任しております。

各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、監査役監査につきましては、3名の監査役による監査役会を月1回開催する他、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、決裁書類の閲覧等を行うこともしており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。また、当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしており、主な検討事項の内容は以下の通りであります。

- ・取締役会及び取締役の意思決定並びに取締役の職務執行の有効性
- ・内部統制システムの構築・整備の基本方針に基づく運用状況の確認
- ・リスク管理体制、コンプライアンス体制の整備状況及びモニタリング実施状況の確認
- ・競業取引及び利益相反取引
- ・会計監査人の職務執行の有効性

なお、監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、経営課題についてのディスカッション、内部監査担当者や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。

2023年8月期の監査役会は14回開催し、決議事項4件、報告事項12件でありました。2024年8月期の監査役会は14回開催し、決議事項6件、報告事項13件であります。2024年8月期の主な決議事項は監査方針・計画の決定、監査役報酬額改定の決定、監査役監査規程の改訂、報告事項は監査調査報告、取締役会議案説明などあります。2023年8月期は監査役会における欠席はありませんが、2024年8月期は高松明氏が2回欠席をしております。

内部監査の状況等

内部監査につきましては、当社は会社組織が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりませんが、コーポレート部門に所属する1名が内部監査担当者として年間の内部監査計画に従い、自己の所属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長より承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。なお、コーポレート部門に対する内部監査につきましては、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による相互監査を実施しております。

また、内部監査担当者は、監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、代表取締役のみならず取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接内部監査における発見事項等の報告を行う仕組みとなっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

当社の会計監査人であるPwC京都監査法人（消滅監査法人）は、2023年12月1日付けでPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、消滅しました。また、PwCあらた有限責任監査法人は、同日付けでPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等はPwC Japan有限責任監査法人となります。

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

岩崎 亮一

伊藤 健一

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 5 名、その他17名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に関しては、監査役会が定めた選定・評価基準に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか確認を行い、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の会計監査人であるPwC Japan 有限責任監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,500	-	19,500	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の事業の規模や業務の特性等、監査内容及び監査日数等を総合的に勘案した上で双方協議の上で決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第 1 項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。また、監査役報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会において委任された代表取締役社長石井智宏であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業

績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

また、2021年11月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150,000千円、監査役の報酬限度額は年額30,000千円と決議しております。

なお、当社の持続的成長及び企業価値向上の実現を図るため、2021年10月26日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

イ 基本方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じた固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を採用します。

その内容は事前交付型の譲渡制限付株式とし、毎年取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として株主総会で承認された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。また、当該譲渡制限付株式の給付期日から取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任または再任する場合は除きます。）する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

なお、各取締役に対する譲渡制限付株式報酬（その付与のための金銭報酬債権）の額は、当社における各取締役の職責（当社への経営責任・貢献度等）等を総合的に勘案の上、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が決定するものといたします。

ニ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給割合は、取締役が中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）及び譲渡制限付株式報酬の額を決定することであり、

これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	35,993	33,000	-	-	2,993	-	2

監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
社外取締役	3,597	3,000	-	-	597	-	1
社外監査役	11,396	9,960	-	-	1,436	-	3

□ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 業績連動報酬に関わる指標の目標及び実績

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しておりません。なお、当社は純投資目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が今後も成長を続けていくために様々な企業との協力関係が必要であり、資本業務提携戦略、取引先との事業上の関係強化等を総合的に勘案し、政策投資目的株式として保有します。現在保有する銘柄に関しては、重要な外注先であり事業上の関係強化及び経営のモニタリングが目的となっております。また、個別の政策投資目的株式について定期的に精査を実施し、実際に保有目的が達成されているかなど、保有の妥当性について検証しています。保有が妥当ではないと判断した場合は、当該株式を処分する方針です。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年9月1日から2024年8月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、社内規程やマニュアルの整備を行うとともに、セミナーへの参加や参考図書によって情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 8月31日)	当事業年度 (2024年 8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,265,337	1,352,981
売掛金	176,994	182,527
仕掛品	4,186	7,102
貯蔵品	88	74
前払費用	46,874	44,149
その他	56,478	17,518
貸倒引当金	9,130	1,880
流動資産合計	1,540,829	1,602,472
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,325	18,325
減価償却累計額	5,493	15,252
建物附属設備（純額）	12,831	3,072
工具、器具及び備品	35,894	40,509
減価償却累計額	23,501	36,056
工具、器具及び備品（純額）	12,392	4,453
有形固定資産合計	25,224	7,526
無形固定資産		
ソフトウェア	589,545	308,157
商標権	447	169
無形固定資産合計	589,993	308,326
投資その他の資産		
敷金	38,518	38,518
長期前払費用	4,259	5,212
その他	1,842	1,076
投資その他の資産合計	44,619	44,806
固定資産合計	659,837	360,659
繰延資産		
株式交付費	2,152	168
繰延資産合計	2,152	168
資産合計	2,202,819	1,963,300

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,398	49,746
1年内返済予定の長期借入金	-	66,672
未払金	81,562	110,768
未払費用	12,696	3,762
未払法人税等	7,410	7,075
未払事業所税	-	1,793
未払消費税等	6,661	8,404
契約負債	70,553	103,316
預り金	8,233	10,794
賞与引当金	37,344	47,070
流動負債合計	247,861	409,405
固定負債		
長期借入金	-	305,548
繰延税金負債	9,237	3,174
長期契約負債	5,456	3,344
固定負債合計	14,693	312,066
負債合計	262,554	721,471
純資産の部		
株主資本		
資本金	438,827	438,827
資本剰余金		
資本準備金	990,525	990,525
その他資本剰余金	417,347	412,385
資本剰余金合計	1,407,872	1,402,911
利益剰余金		
特別償却準備金	20,926	7,191
繰越利益剰余金	162,063	555,928
利益剰余金合計	182,989	548,737
自己株式	90,524	52,096
株主資本合計	1,939,165	1,240,904
新株予約権	1,100	924
純資産合計	1,940,265	1,241,828
負債純資産合計	2,202,819	1,963,300

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
売上高	1 1,594,540	1 1,534,111
売上原価	812,672	744,607
売上総利益	781,868	789,504
販売費及び一般管理費	2 938,490	2 1,141,528
営業損失()	156,622	352,024
営業外収益		
受取利息	13	122
協賛金収入	13,000	-
その他	140	154
営業外収益合計	13,154	276
営業外費用		
支払利息	968	3,187
株式交付費償却	2,472	1,984
為替差損	840	608
本社移転費用	885	-
譲渡制限付株式関連費用	3,099	4,382
雑損失	299	6
営業外費用合計	8,565	10,170
経常損失()	152,032	361,918
特別利益		
投資有価証券売却益	62,023	-
新株予約権戻入益	-	352
特別利益合計	62,023	352
特別損失		
固定資産除却損	3 7,561	-
仕掛品評価損	4 56,523	-
減損損失	-	5 373,934
貸倒引当金繰入額	9,130	-
特別損失合計	73,215	373,934
税引前当期純損失()	163,224	735,500
法人税、住民税及び事業税	1,987	2,290
法人税等調整額	17,095	6,063
法人税等合計	19,082	3,773
当期純損失()	182,306	731,727

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)		当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	264,896	24.5	250,412	23.6
経費		818,393	75.5	809,463	76.4
当期総製造費用		1,083,290	100.0	1,059,876	100.0
期首仕掛品棚卸高		31,294		4,186	
商品仕入高		-		338	
合計		1,114,584		1,064,401	
期末仕掛品棚卸高		4,186		7,102	
他勘定振替高	2	297,725		312,692	
売上原価		812,672		744,607	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
S E S費用	304,588	251,537
ソフトウェア償却費	196,032	228,225

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア勘定	241,202	312,692
仕掛品評価損 - 特別損失	56,523	-

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	428,573	980,272	414,468	1,394,740
当期変動額				
新株の発行（新株予約 権の行使）	2,352	2,352		2,352
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）	7,901	7,901		7,901
特別償却準備金の取崩				
当期純損失（ ）				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式処分差益			2,878	2,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	10,253	10,253	2,878	13,132
当期末残高	438,827	990,525	417,347	1,407,872

	株主資本					新株予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	34,661	330,635	365,296	31	2,188,579	1,056	2,189,635
当期変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）					4,704		4,704
新株の発行（譲渡制限 付株式報酬）					15,802		15,802
特別償却準備金の取崩	13,734	13,734	-		-		-
当期純損失（ ）		182,306	182,306		182,306		182,306
自己株式の取得				99,954	99,954		99,954
自己株式の処分				9,461	9,461		9,461
自己株式処分差益					2,878		2,878
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-	44	44
当期変動額合計	13,734	168,571	182,306	90,492	249,413	44	249,369
当期末残高	20,926	162,063	182,989	90,524	1,939,165	1,100	1,940,265

当事業年度(自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	438,827	990,525	417,347	1,407,872
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
当期純損失()				
自己株式の処分				
自己株式処分差損			4,961	4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	4,961	4,961
当期末残高	438,827	990,525	412,385	1,402,911

	株主資本					新株予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,926	162,063	182,989	90,524	1,939,165	1,100	1,940,265
当期変動額							
特別償却準備金の取崩	13,734	13,734	-		-		-
当期純損失()		731,727	731,727		731,727		731,727
自己株式の処分				38,427	38,427		38,427
自己株式処分差損					4,961		4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-	176	176
当期変動額合計	13,734	717,992	731,727	38,427	698,260	176	698,436
当期末残高	7,191	555,928	548,737	52,096	1,240,904	924	1,241,828

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)	当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	163,224	735,500
減価償却費	211,730	242,737
減損損失	-	373,934
株式報酬費用	20,019	23,350
譲渡制限付株式関連費用	3,099	4,382
株式交付費償却	2,472	1,984
固定資産除却損	7,561	-
仕掛品評価損	56,523	-
貸倒引当金繰入	9,130	7,249
受取利息及び受取配当金	13	122
支払利息	968	3,187
投資有価証券売却益	62,023	-
新株予約権戻入益	-	352
売上債権の増減額(は増加)	124,376	5,142
棚卸資産の増減額(は増加)	29,385	2,901
仕入債務の増減額(は減少)	8,854	26,347
未払金の増減額(は減少)	19,675	31,323
契約負債の増減額(は減少)	4,549	32,763
長期契約負債の増減額(は減少)	5,456	2,112
未払又は未収消費税等の増減額	35,719	17,495
未収還付法人税等の増減額(は増加)	27,921	33
賞与引当金の増減額(は減少)	1,514	9,725
その他	2,612	1,754
小計	103,195	12,065
利息及び配当金の受取額	13	122
利息の支払額	880	3,187
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	73,268	23,179
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,061	32,179
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	30,021	4,615
無形固定資産の取得による支出	241,502	312,692
敷金及び保証金の返還による収入	12,300	376
敷金及び保証金の差入による支出	664	-
資産除去債務の履行による支出	5,900	-
投資有価証券の売却による収入	64,791	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	200,996	316,931
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	400,000
長期借入金の返済による支出	100,000	27,780
株式の発行による収入	4,704	-
自己株式の取得による支出	99,954	-
新株予約権の発行による収入	44	176
財務活動によるキャッシュ・フロー	195,206	372,396
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	367,142	87,644
現金及び現金同等物の期首残高	1,632,479	1,265,337
現金及び現金同等物の期末残高	1,265,337	1,352,981

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 3年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は「CX-Branding Tech.」として「すべてのビジネスに、一歩先行くCXを。」というミッションのもと、主にコンタクトセンターに向けてSaaS (Software as a Service) と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供、顧客のROI (Return On Investment、投資収益率) を実現する上で不可欠なコンサルティングサービス、データ構築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービス、そして受託開発であるイノベーションラボサービスを展開しております。これらから発生した収益に係る計上基準は次のとおりであります。

SaaSサービスについては、各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

プロフェッショナルサービス及びイノベーションラボサービスについては、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、完全に履行義務を充足する時点で収益を認識しております。なお、契約における取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェア開発について

は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から主として1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(重要な会計上の見積り)

(有形固定資産及び無形固定資産に対する減損について)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	7,526千円
無形固定資産	308,326千円
減損損失	373,934千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。減損の検討にあたっては、当社グループでは、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。

主要な仮定

当社は、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の営業人員の増加、営業活動推進に応じた見込顧客の拡充、受注状況・受注確度予測を踏まえた顧客獲得数や市場成長率の主要な仮定を考慮して予測を行っております。それらの仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受け、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「譲渡制限付株式関連費用」（前事業年度3,099千円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

(貸借対照表関係)

売掛金及び投資その他の資産のその他のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度53%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年9月1日	(自 2023年9月1日
	至 2023年8月31日)	至 2024年8月31日)

給料	303,663千円	410,988千円
賞与引当金繰入	22,188千円	34,763千円
減価償却費	15,698千円	14,511千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)	当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)
建物附属設備	6,395千円	- 千円
工具、器具及び備品	1,166千円	- 千円

4 仕掛品評価損

前事業年度(自 2022年 9月 1日 至 2023年 8月31日)

当社が受託したシステム開発案件において、開発の途中段階で案件が中止となることが明らかとなりましたので、当該案件に係る仕掛品評価損56,523千円を計上しております。

当事業年度(自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)

該当事項はありません。

5 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都	全社資産	建物附属設備	3,638
		工具器具備品	5,272
		ソフトウェア	364,824
		商標権	200

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。減損の検討にあたっては、当社グループでは、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。

当社は、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する翌期以降の各資産グループの営業活動から生ずる損益について、将来の営業人員の増加、営業活動推進に応じた見込顧客の拡充、受注状況・受注確度予測を踏まえた顧客獲得数や市場成長率の主要な仮定を考慮して予測を行っております。それらの仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを税引き前の加重平均資本コストの14.05%を元に算出した割引率にて割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	5,927,284	46,390	-	5,973,674

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加46,390株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加27,190株、新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加19,200株であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,396	176,160	16,520	162,036

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加176,160株は、2022年11月11日の取締役会決議による自己株式取得による増加167,900株、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加8,260株であります。

普通株式の発行済株式総数の減少16,520株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権 (第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第2回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第3回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第4回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第5回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第6回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第7回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第8回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権 (第9回新株予約権)	-	-	-	-	-	1,056
ストック・オプションとしての新株予約権 (第10回新株予約権)	-	-	-	-	-	44
合計		-	-	-	-	1,100

(注) 第9回及び第10回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	5,973,674	-	-	5,973,674

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	162,036	13,590	70,840	104,786

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加13,590株は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加であります。

普通株式の発行済株式総数の減少70,840株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとして の新株予約権 (第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第2回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第3回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第4回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第5回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第6回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第7回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第8回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとして の新株予約権 (第9回新株予約権)	-	-	-	-	-	792
ストック・オプションとして の新株予約権 (第10回新株予約権)	-	-	-	-	-	44
ストック・オプションとして の新株予約権 (第11回新株予約権)	-	-	-	-	-	44

ストック・オプションとしての新株予約権 (第12回新株予約権)	-	-	-	-	-	44
合計	-	-	-	-	-	924

(注) 第9回、第10回、第11回及び第12回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金	1,265,337千円	1,352,981千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,265,337千円	1,352,981千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
1年内	38,518千円	38,518千円
1年超	41,728千円	3,209千円
合計	80,246千円	41,728千円

(注) 中途解約不能な不動産賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートディビジョンが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートディビジョンが適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	38,518	38,501	17
資産計	38,518	38,501	17

1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

当事業年度(2024年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	38,518	38,416	101
資産計	38,518	38,416	101
長期借入金	372,220	371,908	311
負債計	372,220	371,908	311

1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び敷金の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,265,337	-	-	-
売掛金	176,994	-	-	-
敷金	-	38,518	-	-
合計	1,442,331	38,518	-	-

当事業年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,352,981	-	-	-
売掛金	182,527	-	-	-
敷金	-	38,518	-	-
合計	1,535,508	38,518	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	66,672	305,548	-	-
合計	66,672	305,548	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年8月31日)

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上しない金融商品

前事業年度(2023年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	38,501	-	38,501
資産計	-	38,501	-	38,501

当事業年度(2024年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	38,416	-	38,416
資産計	-	38,416	-	38,416
長期借入金	-	371,908	-	371,908
負債計	-	371,908	-	371,908

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を元に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
新株予約権戻入益	- 千円	352千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 28,800株	普通株式 14,400株	普通株式 21,600株
付与日	2015年6月29日	2015年6月29日	2016年7月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年6月26日 至 2025年6月25日	自 2017年6月26日 至 2025年6月25日	自 2018年7月23日 至 2026年6月22日
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 41,772株	普通株式 4,320株	普通株式 35,136株
付与日	2017年10月13日	2017年12月13日	2018年5月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月13日 至 2027年10月12日	自 2019年10月13日 至 2027年10月12日	自 2020年5月31日 至 2028年5月30日
	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 134,400株	普通株式 132,000株	普通株式 44,000株
付与日	2019年8月16日	2022年5月13日	2023年5月12日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年8月16日 至 2029年8月15日	自 2025年12月1日 至 2029年10月31日	自 2026年12月1日 至 2030年10月31日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 44,000株	普通株式 44,000株
付与日	2023年11月10日	2024年2月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2027年12月1日 至 2031年10月31日	自 2027年12月1日 至 2031年10月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当事業年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2024年10月31日)現在において、2024年10月11日付取締役会決議により第9回新株予約権1,320個、第10回新株予約権440個、第11回新株予約権440個及び第12回新株予約権440個は消却をしております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	28,800	14,400	21,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	28,800	14,400	21,600

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-

権利確定後(株)			
前事業年度末	41,772	4,320	35,136
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	41,772	4,320	35,136

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	176,000
付与	-	-	-
失効	-	-	44,000
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	132,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	9,384	154,800	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	9,384	20,400	-
未行使残	-	134,400	-

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	44,000	132,000	44,000
失効	-	88,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	44,000	44,000	44,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	5	5	146
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	410	410	729
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	1,067	885	695
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	239	204

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)	515	447
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	178	217

(注) 第1回から第8回のストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値と読み替えて記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積り方法

第1回から第8回のストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

第9回目、第10回目、第11回目及び第12回目のストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積り方法

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
株価変動性(注)1	49.12%	46.59%	52.91%	53.56%
予想残存期間	5.5年	5.5年	6.0年	5.8年
配当利回り(注)2	0%	0%	0%	0%
無リスク利率(注)3	0.053%	0.13%	0.489%	0.318%

(注) 1. 類似上場企業のボラティリティの単純平均に基づいております。

2. 直近の配当実績に基づき算出しております。

3. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 25,491千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

7. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
売上原価	5,330千円	5,058千円
販売費及び一般管理費	14,689千円	18,291千円

(2) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名 従業員 69名	従業員 10名	従業員 74名
譲渡制限付株式の数	普通株式 22,200株	普通株式 1,400株	普通株式 18,050株
付与日	2022年1月21日	2022年5月13日	2022年11月11日
譲渡制限期間	取締役及び監査役 2022年1月21日～ 退任する日まで 従業員 2022年1月21日～ 2023年10月6日	2022年5月13日～ 2024年4月5日	2022年11月11日～ 2024年10月3日
解除条件	(注)	(注)	(注)

	2022年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名	従業員 78名	従業員 80名
譲渡制限付株式の数	普通株式 9,140株	普通株式 16,520株	普通株式 25,330株
付与日	2022年12月19日	2023年5月12日	2023年11月10日
譲渡制限期間	2022年12月19日～ 退任する日まで	2023年5月12日～ 2025年4月3日	2023年11月10日～ 2025年10月3日
解除条件	(注)	(注)	(注)

	2023年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2024年5月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 3名	従業員 95名
譲渡制限付株式の数	普通株式 12,290株	普通株式 33,220株
付与日	2023年12月15日	2024年5月10日
譲渡制限期間	2023年12月15日～ 退任する日まで	2024年5月10日～ 2026年4月3日
解除条件	(注)	(注)

(注) 本譲渡制限期間中、継続して、取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

株数

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年11月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前			
前事業年度末	15,600株	1,180株	14,650株
付与	-	-	-
無償取得	360株	110株	3,680株
譲渡制限解除	10,610株	1,070株	-
当事業年度末	4,630株	-	10,970株

	2022年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年11月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前			
前事業年度末	9,140株	16,130株	-
付与	-	-	25,330株
無償取得	-	4,140株	4,350株
譲渡制限解除	-	-	-
当事業年度末	9,140株	11,990株	20,980株

	2023年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2024年5月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前		
前事業年度末	-	-
付与	12,290株	33,220株
無償取得	-	950株
譲渡制限解除	-	-
当事業年度末	12,290株	32,270株

単価

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2022年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,085	837	597

	2022年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年5月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年11月発行 譲渡制限付株式報酬

付与日における 公正な評価単価 (円)	550	747	509
---------------------------	-----	-----	-----

	2023年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2024年5月発行 譲渡制限付株式報酬
付与日における 公正な評価単価 (円)	409	468

(4)付与日における公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため、譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日までの直近1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	21,352千円	136,444千円
減価償却超過額(減損損失を含む)	2,129千円	117,583千円
賞与引当金	11,436千円	14,415千円
未払事業税	817千円	1,461千円
仕掛品評価損否認	17,310千円	-千円
その他	12,329千円	8,833千円
繰延税金資産小計	65,376千円	278,738千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	21,352千円	136,444千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	44,023千円	142,293千円
評価性引当額小計(注)1	65,376千円	278,738千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	9,237千円	3,174千円
繰延税金負債合計	9,237千円	3,174千円
繰延税金負債の純額	9,237千円	3,174千円

(注)1. 評価性引当額が213,362千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したこと及び減損損失に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は下表のとおりです。

前事業年度(2023年8月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	21,352	21,352
評価性引当金	-	-	-	-	-	21,352	21,352
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度(2024年8月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	-	-	136,444	136,444
評価性引当金	-	-	-	-	-	136,444	136,444
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
期首残高	6,500千円	- 千円
資産除去債務の履行による減少額	6,500千円	- 千円
期末残高	- 千円	- 千円

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、不動産賃貸借契約に基づき使用する本社オフィスにおいて、退去時における現状回復に係る債務を有していないため、当事業年度末において資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

	当事業年度(千円)
一時点で移転される財又はサービス	601,036
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	993,503
顧客との契約から生じる収益	1,594,540
外部顧客への売上高	1,594,540

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

	当事業年度(千円)
一時点で移転される財又はサービス	400,039
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,134,071
顧客との契約から生じる収益	1,534,111
外部顧客への売上高	1,534,111

顧客との契約から生じる収益を分解した製品及びサービスごとの情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度期首(千円)	当事業年度末(千円)
顧客との契約から生じた債権	302,837	178,460
契約負債	66,004	76,009

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において「売掛金」、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金として計上しております。

なお、当事業年度の顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高の重要な変動や過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益に重要な事項はありません。

また、期首時点の契約負債のうち、66,004千円は当事業年度の収益として計上されております。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
70,553	5,456

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度期首(千円)	当事業年度末(千円)
顧客との契約から生じた債権	178,460	183,603
契約負債	76,009	106,660

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において「売掛金」、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金として計上しております。

なお、当事業年度の顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高の重要な変動や過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益に重要な事項はありません。

また、期首時点の契約負債のうち、70,553千円は当事業年度の収益として計上されております。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日	自 2025年9月1日 至 2026年8月31日	自 2026年9月1日 至 2027年8月31日
103,316	2,112	1,232

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	SaaSサービス	プロフェッショナルサービス	イノベーションラボサービス	合計
外部顧客への売上高	993,503	421,432	179,604	1,594,540

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当事業年度の主な相手先の販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	SaaSサービス	プロフェッショナルサービス	イノベーションラボサービス	合計
外部顧客への売上高	1,134,071	217,105	182,934	1,534,111

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

当事業年度の主な相手先の販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

役員及び主要株主等との取引について記載すべき重要なものではありません。

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

役員及び主要株主等との取引について記載すべき重要なものではありません。

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

当社の主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)が議決 権の過半数を 所有している 会社	アジア・コ マース株式 会社	東京都品川 区西五反田 3丁目11番 6号	70,000	新規事業 育成事業	-	-	当社保有の 非上場有価 証券の売却	62,781	-	-

(注) 1. 当社の主要株主(ラン・ホアン)が議決権の過半数を所有しております。

2. 取引価格の算定は、第三者機関による株価算定の結果を踏まえ、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

当事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり純資産額	333.67円	211.44円
1株当たり当期純損失()	31.17円	125.18円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,940,265	1,241,828
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,100	924
(うち新株予約権(千円))	(1,100)	(924)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,939,165	1,240,904
普通株式の発行済株式数(株)	5,973,674	5,973,674
普通株式の自己株式数(株)	162,036	104,786
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,811,638	5,868,888

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	182,306	731,727
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	182,306	731,727
普通株式の期中平均株式数(株)	5,848,647	5,845,456

(重要な後発事象)

(第13回新株予約権の発行)

当社は、2024年10月11日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、第13回新株予約権を発行することを決議しました。

第13回新株予約権

新株予約権の数	1,850個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 185,000株
新株予約権の発行価額(円)	1個当たり 100円
新株予約権の行使価額(円)	1個当たり 36,300円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1株当たり 363円 資本組入額1株当たり 182円
新株予約権の割当日	2024年10月28日

新株予約権の割当対象者	当社取締役 2名 当社執行役員 5名
新株予約権の行使期間	2024年10月28日から 2029年10月27日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	18,325	-	-	18,325	15,252	9,758 (3,638)	3,072
工具、器具及び備品	35,894	4,615	-	40,509	36,056	12,554 (5,272)	4,453
有形固定資産計	54,219	4,615	-	58,835	51,308	22,313 (8,910)	7,526
無形固定資産							
ソフトウェア	1,147,256	312,692	364,824 (364,824)	1,095,124	786,967	229,255	308,157
商標権	783	-	200 (200)	583	414	78	169
無形固定資産計	1,148,040	312,692	365,024 (365,024)	1,095,708	787,381	229,334	308,326
繰延資産							
株式交付費	7,903	-	-	7,903	7,735	1,984	168
繰延資産計	7,903	-	-	7,903	7,735	1,984	168

(注)「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用目的(人件費振替分)を資産振替 312,692千円

「当期減少額」及び「当期償却額」の()内は内書きて、減損損失の計上額であります。

「期末減価償却累計額または償却累計額」には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	66,672	0.83	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	-	305,548	0.95	2025年9月30日～ 2026年9月30日
合計	-	372,220	-	-

(注)1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,548	300,000	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,130	1,880	9,130	-	1,880
賞与引当金	37,344	47,070	37,344	-	47,070

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,352,981
合計	1,352,981

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	17,226
株式会社PKSHA Communication	17,083
アニコム損害保険株式会社	6,522
ソフトバンク株式会社	5,341
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	4,818
その他	131,535
合計	182,527

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
176,994	1,938,719	1,933,186	182,527	91.37	33.93

仕掛品

品名	金額(千円)
プロフェッショナルサービス関連	7,102
合計	7,102

買掛金

相手先	金額(千円)
BSI Professional Services Japan株式会社	18,480
L I N E 株式会社	17,165
株式会社アイディーエス	10,208
株式会社Helpfeel	1,188
アマゾン ウェブサービス ジャパン株式会社	957
その他	1,747
合計	49,746

(3) 【その他】

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	381,274	761,803	1,154,424	1,534,111
税引前四半期(当期)純損失() (千円)	103,054	202,952	278,232	735,500
四半期(当期)純損失() (千円)	102,111	201,065	275,403	731,727
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	17.56	34.49	47.19	125.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	17.56	16.94	12.70	77.71

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://mobilus.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)2023年11月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第12期(自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)2023年11月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 2023年9月1日 至 2023年11月30日)2024年1月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 2023年12月1日 至 2024年2月29日)2024年4月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)2024年7月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2023年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2024年1月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2024年3月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2024年10月11日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年3月6日 関東財務局長に提出

2024年3月6日提出の臨時報告書に係る臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

モビルス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 亮 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 健 一

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているモビルス株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モビルス株式会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
固定資産に係る減損損失の認識の要否判定及び測定に係る判断の妥当性 ・【注記事項】（重要な会計上の見積り） ・【注記事項】（損益計算書関係）	
<p> 会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度の損益計算書において、固定資産に係る減損損失373,934千円を計上した。その結果、貸借対照表に含まれる有形固定資産残高は7,526千円（総資産の0.4%）及び無形固定資産残高は308,326千円（総資産の15.7%）となっている。 会社は、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとしている。この資産グループに減損の兆候がある場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定することとしている。 減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上することとしている。 会社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を認めている。このため、当事業年度において、減損損失の認識の要否判定を実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断し、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額している。 この結果、会社は、当事業年度における損益計算書において、固定資産に係る減損損失を特別損失に計上している。 減損損失の認識の要否の判定及び測定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画には、主要な仮定として将来の営業人員の増加、営業活動推進に応じた見込顧客の拡充、受注状況・受注確度予測を踏まえた顧客獲得数や市場成長率が含まれており、不確実性が認められる仮定が使用されていることから、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 当監査法人は、当事業年度における固定資産に係る減損損失に金額的重要性があること、将来キャッシュ・フローの見積りに使用する主要な仮定は、重要な仮定として見積りの不確実性の程度が高いこと及び経営者の主観的な判断を伴うことから、固定資産に係る減損損失の認識の要否判定及び測定に係る判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。 </p>	<p> 当監査法人は、固定資産に係る減損損失の認識の要否判定及び測定に係る判断の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末の固定資産に係る減損損失の認識の要否判定及び測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 固定資産に係る減損損失の認識の要否判定及び測定において使用する将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画に含まれる重要な仮定が適切かどうかを評価するために、その根拠について、主として以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 経営者への質問及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じて、会社の経営環境を理解した。 - 重要な仮定に含まれる将来の営業人員の増加について、経営者に質問するとともに、直近及び過去の営業人員数の推移や採用費用と照らし、その合理性を評価した。 - 重要な仮定に含まれる営業活動推進に応じた見込顧客の拡充、受注状況・受注確度予測を踏まえた顧客獲得数について、経営者に質問するとともに、直近及び過去の1人当たり新規案件獲得数や外部の業界評価レポートを閲覧し、その合理性を評価した。また、過去の受注状況・受注確度予測とそれらの実績とを比較し、受注状況・受注確度予測の精度を評価した。 - 重要な仮定に含まれる市場成長率について、経営者に質問するとともに、過去の成長実績、直近の受注情報及び外部の業界評価レポートを閲覧し、その合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。